

| 会長 | 事務局長 | 主査 | 係 |
|----|------|----|---|
|    |      |    |   |

大府市農業委員会

第 681 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 681 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 4 年 6 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

## 大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 4 年 6 月 20 日（月） 午後 3 時～ 3 時 30 分

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 深谷 勝義

委 員 1 番 近藤 武

2 番 服部 啓子

3 番 濱島 守

4 番 本田 貴士

5 番 鈴木 広子

6 番 竹内 敬三

7 番 相羽 誠二

8 番 深谷 英一

9 番 神谷 登

10 番 成田 正彦

11 番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14 番 浅田 勲

15 番 大嶋 英二

16 番 加古 俊治

17 番 鈴置 省悟

18 番 深谷 幸子

19 番 山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） なし

|     |     |
|-----|-----|
| 会 期 | 1 日 |
|-----|-----|

議 事 日 程（第 681 回）

令和 4 年 6 月 20 日

| 日<br>程 | 議案<br>番号 | 件 名                                                              | 備 考 |
|--------|----------|------------------------------------------------------------------|-----|
| 1      |          | 会議書記の指名について                                                      |     |
| 2      | 報告<br>1  | 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について                                |     |
| 3      | 報告<br>2  | 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について                                |     |
| 4      | 報告<br>3  | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について                                      |     |
| 5      | 報告<br>4  | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について                                      |     |
| 6      | 報告<br>5  | 農地改良届出について                                                       |     |
| 7      | 報告<br>6  | 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の取消願書について                              |     |
| 8      | 議案<br>1  | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                                           |     |
| 9      | 議案<br>2  | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について                                      |     |
| 10     | 議案<br>3  | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について                                      |     |
| 11     | 議案<br>4  | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）                        |     |
| 12     | 議案<br>5  | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更） |     |
|        |          |                                                                  |     |
|        |          |                                                                  |     |

・ 農業委員会事務局職員

事務局長            花井   信武  
                          事務局        下谷   敏信  
                                                         松下   景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 681 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1『会議書記の指名』を行ないます。

本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2「報告第 1 号」『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、日程第 7「報告第 6 号」『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の取消願書について』まで、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自らが行う農地転用で、議案書 1 頁の計 4 件です。畑 8 筆、転用面積は、1,690 m<sup>2</sup>です。転用目的は、駐車場 1 件及び住宅 3 件です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 2 頁から 3 頁までの計 6 件です。畑 8 筆、田 1 筆、転用面積は 2,289.91 m<sup>2</sup>で、転用目的は住宅が 6 件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 4 頁から 7 頁までの 15 件、畑 35 筆、田 19 筆の合計で 11,386.30 m<sup>2</sup>の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書 8 頁の 2 件、田 6 筆、6,584 m<sup>2</sup>の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 5 号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 9 頁の 1 件、畑 4 筆の合計で 288 m<sup>2</sup>の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨をご報告しま

す。

続いて、報告第6号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消願書について』ご説明します。

議案書10頁の1件、畑1筆、田1筆で、1,087㎡です。当該案件につきましては、令和4年5月20日に報告第1号の2番において報告した案件でございますが、届出人において譲り受け人の誤認があったため、取消願書が提出されました。

局長専決処理の上、受理通知した旨をご報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第6号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第8「議案第1号」『農地法第3条の規定による許可申請について』1件を上程いたします。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書11頁の大府市農業委員会の許可案件1件、田1筆、965㎡です。

取得の目的は、農地を新たに取得し規模拡大を図るためです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

1番の譲受人は、所有農地及び借り受け農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第1号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第9「議案第2号」『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』6件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書12頁から14頁までの愛知県知事許可案件の計6件です。

1番の案件は消防署員等の訓練場及び資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道等の沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある区域にある農地で、第3種農地と判断されます。

2番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。

3番の案件は、分家住宅を建設する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地で、第3種農地と判断されます。

4番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、3番と同様の農地で、第3種農地と判断されます。

5番の案件は、住宅を建設する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、おおむね10ha未満の規模の農地の区域にあるもので、第2種農地と判断されます。

6番の案件は、住宅を建設する目的で転用するものです。農地区分は、3番と同様の農地で、第3種農地と判断されます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、成田正彦委員どうぞ。

(成田正彦 委員)

1番の申請地は第3種農地で、土地造成はなく整地のみです。雨水は表面排水し、北側の道路側溝と用悪水路を経由し川へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、濱島 守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

2番の申請地は、第1種農地で、土地造成はありません。雨水は透水性砕石舗装敷で自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置 省悟 委員)

3番の申請地は、第3種農地で、土地造成は切土と盛土をします。雨水は東側と南側の道路側溝に排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、山口茂樹委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

4番の申請地は、第3種農地で、土地造成はなく整地のみです。雨水は砕石舗装をし、自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

5番の申請地は、第2種農地で、土地造成は、盛土をします。雨水は雨水枳で集水し、道路の反対側側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6 番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

6 番の申請地は、第 3 種農地で、土地造成はなく整地のみです。雨水は雨水透水管を經由し、道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

無いようですので、議案第 2 号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 2 号は委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第 10「議案第 3 号」『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』1 件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 3 号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』ご説明します。生産緑地法第 10 条に基づき、農家の主たる従事者が死亡または、農業に従事することが不可能とされる故障を有することとなった場合、市長に買い取りを申し出ることができることとなっています。その際に必要な証明で、議案書 15 頁の 1 件の申請がありました。本案件は、主たる従事者の故障によるものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員よりご意見をいただきたいと思います。1 番の案件について、はい、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

今回の申出については主たる従事者の故障による買取り申出であり、特に問題ありません。



(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、日程第11「議案第4号」『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』3件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。16頁の3件で、市内の方3名、畑5筆、合計で6,166㎡の申請です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第12「議案第5号」『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』4件を議題とします。

このうち、4番の案件については、濱島守委員が議事参与に当たる議案となります。

はじめに、議事参与に該当しない3件について審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』のうち、議事参与に該当しない3件についてご説明します。

議案書17頁の1番から3番までの3件、合計で2,763㎡が提出され、農業委員会の意見が求められています。内容につきましては、協議会にて農政課職員より説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に代えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

（質問、意見等なし）

（久野一弘 議長）

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

（深谷英一 委員）

1番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

（久野一弘 議長）

そのほかに、ご意見などはございませんか。

（意見なし）

（久野一弘 議長）

続いて、2番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

（深谷英一 委員）

2番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

（久野一弘 議長）

そのほかに、ご意見などはございませんか。

（意見なし）

（久野一弘 議長）

続いて、3番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

（鈴置省悟 委員）

3番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかにも、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち議事参与の制限に該当しない3件を採決します。本議案に対する意見を市へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち議事参与の制限に該当しない3件は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

次に、議案第5号のうち、4番は、濱島守委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、濱島守委員は、退室をお願いします。

(濱島守委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第5号のうち濱島守委員の議事参与案件である4番について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号のうち濱島守委員の議事参与案件である4番について、ご説明します。

議案書17頁の4番の1件で、合計1280.57㎡が提出され、農業委員会の意見が求められています。内容につきましては、協議会にて農政課職員より説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に代えることが困難な案件となります。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、神谷 登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

4番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地です。集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

特に無いようですので、議案第5号のうち4番を採決します。本議案に対する意見を市へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち4番は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

濱島守委員は、入室してください。これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第681回総会を閉会します。